平成２５年（フ）第３５６号
千葉県松戸市東平賀20番地　イーストコート108号
債務者　吉川　幸志
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４９号
山口県下松市旗岡３丁目４番７号
債務者　藤井　繁子
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第５０号
山口県下松市新川２丁目１番21号
債務者　藤井　佑実
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第３６５号
北九州市門司区清見３丁目２番１―301号
債務者　進　　剛
1　決定年月日時　平成25年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３８３号
北九州市八幡西区引野３丁目11番27号　105号
債務者　松末八州夫
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２３７２号
愛知県あま市森３丁目13番地３　メゾンドＮ１　102号
債務者　野々村民夫
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８７９号
愛知県長久手市上川原13番地17
債務者　今村　雅史
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４４号
熊本県玉名市下1436番地
債務者　坂本　鉄治
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第１４６５号
大阪市中央区島之内１丁目２番３号　グランファミーユ島之内302
債務者　大久保育実
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４２１号
大阪市西淀川区佃５丁目11番20―904号
債務者　佐古　勇樹
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４２２号
大阪市西淀川区佃５丁目11番20―904号
債務者　佐古　秀子
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４３０号
大阪府高槻市如是町18番１―101号
債務者　保村　　仁
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５３８号
大阪市住吉区長居４丁目９番23号　サンフラワー長居405号
債務者　丸山　裕子
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５７６号
大阪市平野区喜連３丁目７番21号
債務者　原田　真伍
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５７８号
大阪府茨木市真砂１丁目９番６号　サンセットムーン401号
債務者　髙澤　　務
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６７６号
大阪市西成区花園北１丁目４番22号　ペントハウス３　316号
債務者　岡﨑　靖司
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９４４号
大阪市住之江区御崎１丁目３番７号701
債務者　**柳**川　捷子
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部